



# 長野県報

1月14日(木)  
平成28年  
(2016年)  
第2739号

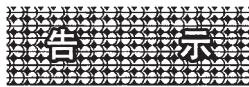
## 目次

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) .....	1
公共測量の実施(建設政策課) .....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) .....	2
建築基準法に基づく構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(2件)(建築住宅課) .....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	3

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) .....	4
大規模小売店舗舗設地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課サービス産業振興室) .....	4
都市計画区域区分の変更案に係る公聴会の中止(都市・まちづくり課) .....	5
建築基準法に基づく道路の位置の指定(5件)(建築住宅課) .....	5



### 長野県告示第23号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
駒ヶ根市中沢1781(次の図に示す部分に限る。)、959の217
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第24号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村四徳411、414、418、421
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第25号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草4222の1（次の図に示す部分に限る。）、4233、4244の1、4245の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第26号**

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 作業種類

公共測量（1/1,000飯田市基本図）

## 2 作業期間

平成27年12月9日から平成28年3月22日まで

## 3 作業地域

飯田市

建設政策課

**長野県告示第27号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 一部について指定を解除する区域の名称

国分1号

## 2 一部について指定を解除する区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県告示第28号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地について次のとおり変更の届出がありました。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社グッド・アイズ建築検査機構

東京都新宿区百人町二丁目16番15号

## 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

（変更前）

東京都新宿区百人町二丁目16番15号

神奈川県横浜市中区尾上町4番57号

（変更後）

東京都新宿区百人町二丁目16番15号

神奈川県横浜市中区尾上町4丁目57番地

## 3 変更しようとする年月日

平成28年1月14日

建築住宅課

**長野県告示第29号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地について次のとおり変更の届出がありました。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目8番1号

## 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

（変更前）

東京都新宿区新宿一丁目8番1号

宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号

福島県郡山市中町11番5号

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号

神奈川県横浜市中区北幸二丁目3番19号

長野県長野市南県町1082番地

愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号

島根県松江市中原町6番地

岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号

広島県広島市中区八丁堀15番6号

愛媛県松山市三番町七丁目13番13号  
 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号  
 長崎県長崎市万才町3番4号  
 宮崎県宮崎市川原町5番10号  
 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号  
 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

(変更後)

東京都新宿区新宿一丁目8番1号  
 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号  
 福島県郡山市中町11番5号  
 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号  
 千葉県船橋市葛飾町2-402-3  
 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号  
 長野県長野市南県町1082番地  
 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号  
 島根県松江市中原町6番地  
 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号  
 広島県広島市中区八丁堀15番6号  
 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号  
 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号  
 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号  
 長崎県長崎市万才町3番4号  
 宮崎県宮崎市川原町5番10号  
 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号  
 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

3 変更しようとする年月日  
 平成28年1月15日

建築住宅課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年1月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年1月14日

長野県長野建設事務所長 山岸 勸

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野菅平線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字大豆島字大角豆河原1053番1地先から 長野市大字大豆島字中島930番5地先まで	旧	m 5.5~8.1	km 0.2520
同 上	新	6.1~30.0	0.2520

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大豆島吉田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字大豆島字中島937番4地先から 長野市大字大豆島字中島940番2地先まで	旧	m 5.3~10.4	km 0.0483
同 上	新	5.3~27.1	0.0483

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年1月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年1月14日

長野県長野建設事務所長 山岸 勸

- 1(1) 路線名 長野菅平線
- (2) 供用を開始する区間  
長野市大字大豆島字大角豆河原1053番1地先から  
長野市大字大豆島字中島930番5地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年1月17日
- 2(1) 路線名 大豆島吉田線
- (2) 供用を開始する区間  
長野市大字大豆島字中島937番4地先から  
長野市大字大豆島字中島940番2地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年1月17日

道路管理課